



千葉県市川市の行政書士 <http://hoshikawa.gyosei.or.jp>

行政書士リバースター法務事務所

いつでもお気軽にご相談下

さい！ hoshikawa@gyosei.or.jp

〒272-0033 千葉県市川市市川南 1-

10-1 ザタワーズウエスト 2414

TEL 047-322-5239

事務所通信・スターダスト 2013年10月

この事務所通信は当事務所のお客様および名刺交換をさせていただいた皆様にお送りさせていただいております

1 通信送付のご挨拶

天高く馬肥ゆる秋、貴社ますますご健勝のほどお喜び申し上げます。いつも格別なお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

9月は一区切り。朝活の副会長を務めていましたが、なんとかお役目を終えることができました。毎週行われる定例会だったので、事務的なことから人間関係的なものまで大変でした。ですが、そこで学んだことは非常に大きかったと思います。この経験を糧に次なる高みを目指したいと思っています。

行政書士リバースター法務事務所 代表 星川 清房



2 近況のお知らせ

(1) いちかわ産フェスタを開催しました

9月1日、午前10時から午後4時まで、市川市鬼高の千葉県現代産業科学館において、いちかわ産フェスタを開催しました。私の所属する市川商工会議所青年部が主催し、今年で9回目になります。当日は好天に恵まれ、約3万人の来場がありました。

私は、ステージ回りの演者案内をするとともに、午後からは行政書士会葛南支部の無料相談ブースのお手伝いもさせていただきました。

私は相続のご相談に応じました。来場者にリーフレット等をお配りすることにより、行政書士制度のご案内、PRを行いました。10月は行政書士広報月間にあたり葛南支部内各地でPRを行います。



(2) 月見の宴に参加しました

18日の午後6時30分より、市川市内の真間山弘法寺において開催された「月見の宴」に市川 YEG の一員として参加させていただきました。この会は、市川商工会議所片岡直公会頭が亭主となり市川市内の縁のある方、亭主と縁の深い各界の著名人などが参加する由緒ある月見の会です。

当日は好天に恵まれ、月の輝く下で素敵な音楽（フルート上田章代様、バイオリン相知明日香様）を楽しみながら、宴を楽しむことが出来ました。著名人では、麻生副総理、森田健作知事、元野球選手の桑田真澄さん、大久保博市長、宝塚歌劇団の皆様などが見えていました。



(3) 行政書士政治連盟千葉会理事会に出席しました

4日の午後、千葉県教育会館において日本行政書士政治連盟千葉会の理事会が開催され、出席して参りました。本年度2回目の理事会で、政策委員として議員等との関わりについて各地区の理事と情報・意見交換を行いました。

3 業務インフォメーション

1) ちば電子調達システムによる入札資格申請手続きのお手伝いをいたします

9月17日から11月18日までの間に、平成26年・27年度入札参加資格審査申請（当初申請）が行われています。入札参加資格申請の申請は「ちば電子調達システム（千葉県と県内参加市町村等が発注する工事等の入札を行うためのシステム）」で行われ、インターネットを介して申請を行う必要があります。上記団体の建設工事、測量コンサルタント、物品、委託の契約に係る入札を希望する場合は、電子申請を行う必要があります。

電子申請にはパソコンの設定が必要であり、実績の入力や複雑な一面のあるこのシステムは、まだ利用しやすいとはいえません。そこで、ITが得意な当事務所では、ちば電子調達システムを用いた入札参加資格申請のお手伝いをさせていただいております。お客様からは、迅速に申請をしていただき、とても助かりましたと好評を得ています。



電子調達システムによる申請でお困りのお客様、是非ともお問い合わせください。すぐに駆けつけます。

2) 各種許認可の有効期限は大丈夫でしょうか。許認可事項の変更届の届出代行もいたします

御社の現在取得している許認可の期限は、目前に迫っていませんか。書類作成代行だけでなく、申請・届出のみの代行も承っておりますので、ご確認の上、御用命ください。決算期前後は許可期限が近いものが多いことがあります。許可書等をご確認ください。

3) MF（千葉）交歓会第3回を開催します



10月4日午後3時半より、船橋ゆうゆうパソコン教室において、千葉の花とビジネスの集う交流会、MF交歓会の第3回を開催致します。ミニブーケをつくるというワークと参加者によるバズセッションを行います。ご興味のある方がいらっしゃいましたら、当事務所までご連絡下さい。

4) トラブル防止のために必須！契約書作成を当事務所にご依頼下さい

個人でお店、サロン、事務所等を営むみなさま、取引先や業務提携先ときちんと文書にした契約を結んでいますでしょうか。当事務所では各種サービスに応じ柔軟にカスタマイズをした「各種契約書」を1通¥5,000（税別）から（※内容等により異なります）作成しております。ご相談ございましたら、いつでも出張してお伺いいたします。お気軽にまずはお問い合わせください。

5) 覚書、調査報告書の作成を当事務所にご依頼下さい

工事、たとえば解体工事などを行う場合、周辺の方々の覚書を作成する場合があります。的確かつ端的に周辺の方との協定的なものを文書化するのは時間がかかるものです。当事務所ではこうした文書作成経験があり、お客様の要望に応じ、迅速に対応致します。まずはお問い合わせ下さい。



気になったらすぐにお電話を 047-322-5239